

平成29年 9 月 7 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
9 番	牛 島	孝 之	21番	森	茂 生
10番	萩 尾	洋	22番	栗 山	徹 雄
11番	角 田	恵 一	23番	井 上	賢 治
12番	服 部	良 一	24番	松 崎	辰 義
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

8 番	伊 井	渡	25番	樋 口	安癸次
-----	-----	---	-----	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	牛 島 義 光
事務局参事兼次長	古 賀 安 博
主 任	服 部 敬
書 記	信 國 美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者副市長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
秘書広報課長	馬 場 浩 義
企画財政課長	石 井 稔 郎
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	原 亮 一
子育て支援課長	平 島 英 敏
介護長寿課長	平 島 隆 夫
商工観光課長	井 上 啓 時
建設課長	山 口 英 二
都市計画課長	原 寿 之
林業振興課長	若 杉 信 嘉
立花支所長	井 上 武 明
矢部支所長	江 田 秀 博
星野支所長	江 頭 弘 之

議事日程第5号

平成29年9月7日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
- ・討 論
- ・採 決

第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

第3 請願委員会付託

追加日程

第1 議案上程・説明

第2 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

本日の会議に付した事件

第1 議案審議

報告第7号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第8号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第9号 株式会社クリエイトやべの平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告
について

報告第10号 一般財団法人星のふるさとの平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報
告について

報告第11号 一般財団法人秘境柚の里の平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告
について

報告第12号 一般財団法人FM八女の平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告に
ついて

報告第13号 平成28年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第82号 八女市矢部地区山村滞在施設条例の制定について

議案第83号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第2号）

議案第84号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成28年度八女市各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度八女市水道事業会計決算認定について

第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

第3 請願委員会付託

請願第5号 八女市における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願
追加日程

第1 議案上程・説明

第2 議案審議

議員提出議案第2号 北朝鮮による核実験に対し断固抗議する決議

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に議案質疑表、委員会・分科会日程表及び請願文書表を配付いたしておりますので、御了承願います。

伊井渡議員及び樋口安癸次議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定によりお手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第1．議案審議を行います。

報告第7号 専決処分についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（田中栄一君）

この報告第7号につきましては、県道湯辺田瀬高線を走行中の車両に八女市が管理します千間土居公園の樹木の枯れ枝が落下、直撃して車両を損傷したということの損害賠償の専決処分でございます。

公園の所有、管理は八女市であると思っておりますけれども、堤防道路は県道であり、道路管理者は福岡県だと思っております。そういう中で、損害賠償義務は樹木の所有者である八女市が全額を負うのか、道路管理者である県も責任の分担はないのかということについてちょっとお尋ねいたします。

○立花支所長（井上武明君）

御質問の件についてお答えいたします。

この件につきましては、ほかの都市の事例ですとか、それから弁護士等にも相談をしながら交渉を進めてきたところでございます。

それで、中身としましては、道路上空に樹木が張り出していることが問題があるという判断でございまして、道路の管理者は県ですけれども、樹木、それから土地の所有は市ということで、市のほうに管理責任があると判断をしておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

たればの話をしては、ちょっとあれなんですけど、既に落下している枯れ枝によって車両に損害を与えた場合の責任はどうなるのでしょうか。八女市が負うのか、県にも道路管理者として責任の一端があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

今回のケースにおきましては、車両が走行中に上から車両のほうに直撃したものでございまして、既に落下して路上にあった枯れ枝等ではございませんでしたので、もし前方に枯れ枝とか、そういった障害物があった場合は、そこでまた判断が変わってくるものかと思っております。（発言する者あり）それは運転者と道路管理者、そういったところでの協議になってくるかと思っております。

○3番（田中栄一君）

落石の場合もそうなんですけれども、そういった事例については、そこそこでケース・バイ・ケースによって協議がなされるということだと思っておりますが、実際に道路管理者として、今度、市道の関係もございまして、そこら辺については十分検討、研究をしていただきたいと思っております。

それから、今から台風シーズンを迎える中に、強風による樹木の倒壊、枝などの落下が心配されます。そういう支障があるような樹木の点検と除去関係、こういった部分についてはどうお考えでしょうか。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えします。

今回、都市計画のことで言いますと、先日からもありましたとおり、管理しておる公園が多数ございます。その中で、今回の千間土居公園ですけれども、こちらについては、通常の5メートル以下の伐採等を平成27年に1回はやっておりました。ただし、ここの千間土居公園につきましては、かなり大きい樹齢300年を越すような大楠がございまして、樹高が20

メートル、30メートルとございます。なかなか上のほうまでの点検が容易ではないということもございますが、道路にはみ出している部分については、今後、定期的に剪定の作業を進めたいと計画をしているところでございます。

○3番（田中栄一君）

ほかの都市公園も多数ある中で、同様の事故が発生するかもしれませんので、そういったところで点検と十分な除去関係、事故が起きないように配慮をお願いしたいと思います。

もう一つ、山間地の道路、これは国県も含めた、主に市道関係なんですけれども、常に樹木との接触、枯れ枝、あるいは風倒木、そういったものに対する事故の可能性が高いと思っております。民有地の樹木についても、こういった形で所有者責任ということになれば、多額の賠償責任が個人に請求されると思うんですよ。そういったことを防ぐ意味でも、道路沿いの樹木管理について、適切な管理をされるような周知と啓発が必要なんではないかと思っておりますが、これは建設課長でいいんですかね。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、東部地域、山間地におきましては、道幅も狭くて、横から立木等の枝とかがかなりはみ出している箇所も見受けられます。東部におきましては、黒木支所のほうに施設管理班を配置しておりますし、本庁におきましても施設管理班を配置しております。通常におきましては作業時にあわせて点検を行っておりますし、職員が現場等に行く折にも注意を払って回っております。途中でそういう箇所が見つかった場合につきましては、支所なりに帰りまして、所有者を確認して、連絡をして切っていただくという対応は現在のところやっております。

周知につきましては、以前、周知した事例もございます。最近でも星野の支所でいいますと、道路愛護の折にチラシを配布いたしますので、その中で簡単な絵を描いて、道路にはみ出している分の伐採をお願いしますということでやっている事例もございます。ただ、全庁的にはなかなかそういう周知はできていないところもあると思いますけれども、今後はそういうところも含めて、道路愛護等の周知もありますので、あわせて周知ができれば、今後検討していきたいと考えます。

○3番（田中栄一君）

職員によります道路パトロールと、それから、一番詳しいのは地域の方でございますので、そういった方々の協力を仰ぎながら、そういった事故がないように頑張りたいということをお願いしまして、質疑を終わります。

○9番（牛島孝之君）

お聞きしますけど、この事故現場、千間土居ですけれども、中川原橋から下流なのか上流

なのかをまずお聞きします。

○立花支所長（井上武明君）

下流でございます。

○9番（牛島孝之君）

ある方が言われたのが、下流の、要するに今言われた300年を超えるような大楠、この枝がばっさり切られておると言われたんですよ。この報告を聞く前でしたので、わかりませんでしたので、ああ、そうですかで終わりましたけれども、この大楠、恐らく立花藩時代に植えられた楠だと思います。これは県が指定する記念物とか、そういうとはなっていますか。

○立花支所長（井上武明君）

お答えをいたします。

大楠自体は県の指定にはなっておりません。ただ、ここの部分が、県のほうといたしましては矢部川県立自然公園の範疇にあるということでございますけれども、枝葉の伐採については届け出の必要がなくて処理ができるようになっておりますので、道路を通行される方の安全確保の面からも、早急に道路にかかる部分については、市のほうで危ないということで伐採をしたところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

市民の中には、せっかくの楠の木の枝をばっさり切っておるという意見もありますので、できれば広報等におきまして周知徹底といたしますか、こういう理由で切りましたと、何かそういうことができれば、市民の方も納得といたしますか、やはりそういうとを周知しないと、せっかくの枝を切ってしまうとおるという声も聞きましたので、できればそうしていただきたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○立花支所長（井上武明君）

今回の伐採の件につきましては、大規模の関係で工事をやっておりますけれども、この部分につきましては、FMラジオのほうでも伐採をしますということで通知はしておりますけれども、こういう交通安全面を含めて伐採をしますという周知ではございませんでしたので、今後は伐採をする折につきましては、その点は考慮しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

やっぱり市民に徹底しないといけませんので、周知徹底をよろしくお願いします。

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものですから、質疑に先づき、これをもって審議を終わります。

報告第8号 専決処分についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

毎回、こういう報告が出てきます。総務部長に何度もお聞きしております。もう少し注意していただいて、やはりできればバックする場合には1人、後ろで誘導するとか、そういうことを徹底していただかないと、こういう事故はなくならないと思うんですね。一人一人が注意しても、あっ、いつの間にか後ろに車が来ておったとか、それでは困りますので、こういう場合、パイロンを置いて車の距離感を確保するとか、あるいは1人が後ろでバック指導するとか、そういうところを徹底していただいて、本当にこういう専決処分がないように努めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○総務部長（江崎 順君）

お答えいたします。

たびたび議会に報告することになりまして、私どもも重く受けとめておりまして、大変申しわけなく思っております。

議員おっしゃいましたとおり、特に前回もでしたけれども、バックするときに事故を起こしたというケースが続いておりまして、今回の事故を受けまして、また改めてさらなる取り組みとして、これは前からも言っておるんですけども、後進時は同乗者による後方の確認、誘導等を徹底するようにしております。

それから、別の取り組みとしましては、交通事故全般ですけれども、交通事故を起こさないという意識づけが必要と思っておりますので、各自のパソコンにポップアップで交通事故防止の取り組みを出すような取り組み、それから、毎朝の朝礼で、少なくとも週に1回は、各課に安全運転のための心がけというのを掲示しておりますけれども、それを皆で確認するという取り組み等々を行っております。

一つ一つ事故の原因を分析して、それに対する取り組みというのをやっていくことで、地道な取り組みになりますけれども、そういうのを繰り返すことで職員の意識づけを強めていくという形をとっていき、そして、限りなくゼロに近づけていくという取り組みを行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

なるべくそういうことを徹底していただいて、今後、この専決という報告がないことを期待いたしまして、終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものですから、質疑にともな、これをもって審議を終わります。

報告第9号 株式会社クリエイトやべの平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○5番（高橋信広君）

最初に、ちょっと決算のほうから質疑をさせていただきます。

経費節減に努めたということを書いてありますが、経費内容を見ますと、給与、それから賞与のところは別にしても、どういうところを努力していただいたか、数値ではちょっと見えてこないんですが、どういう努力をされたかということが1つ。

それから、給与面で大分上がっているんですが、これは今現在、何人いらっしゃって、人数のほうも含めて質疑いたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明いたします。

まず、1点目の経費節減につきましては、現状としまして、林業に使う機械等をクリエイトやべが所有しております。平成27年度にその機械等々を更新しました結果、例えば、燃料代とか修繕料とか、そういった部分での経費節減が図られております。

それからもう一つ、人数等につきましては、現在、社員ですね、業務部長を初めとしまして、事務職員を含めまして7名が在籍しているところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

それから、営業損益からいきますと、約8,000千円の営業損失になっています。去年が2,700千円弱でしたから、大分オーバーしているんですが、ここについては、去年の事情ということでしょうか、将来的なことも含めて、何とかここは5,000千円前後に抑えていただかないと厳しいのかなと、この数値の中で思っています。

それから、質問として、雑収入1,540千円、これは何なのか、ちょっと教えていただけますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

雑収入につきましては、今回、平成28年度に竹林の伐採等を実施しておりますが、そのときの竹の買い取り、それから、間伐とか主伐をしたときの枝葉を、現在、黒木の野田山で森林組合が買い取りをやっております。そういったものの収入、あわせて営業部長のいろいろな林業研修の際の講師謝礼です。営業部長が県が主催するいろいろな事業の実技とかに講師に行っておりますので、その講師謝礼等々が含まれております。

以上です。

○5番（高橋信広君）

わかりました。

それから最後に、補助金収入、ここは固定として毎年4,000千円はがあると昨年も聞きました。昨年場合は、ほかに2,230千円というのが推進事業によって人的な面で補助金がある。ということは、あと1,800千円の中身を教えてくださいませんか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明いたします。

まず、森林（もり）の担い手対策事業補助金ということで、これは林業事業体に対しまして、それぞれ技能研修とか、そういった部分に行くのに対して、市と水源の森基金から補助金が出ております。その分が約800千円程度ございます。あわせて、もう一つ、社会保険の加入、同じように森林（もり）の担い手対策事業補助金ということで、これも水源の森基金、合わせて市からの補助金として約1,000千円ほどございます。その分がここに計上されているところでございます。

○5番（高橋信広君）

決算についてはわかりました。

ことしの事業予算について少しお尋ねしますが、ことしの収入の中の請負売上、それから作業売上が38,800千円を計上していただいておりますが、ということは、前年に対して約4,800千円、これの見込みということを教えてください。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現実問題としまして、先ほど言いましたように、機械等の入れかえを平成27年度にやった関係で、かなり作業として効率的になってきております。そこで、現状としましては、さまざまな今までの固定顧客のほうからとか、あと森林組合の下請とか、そういった部分での作業等々が見込まれるという形の中で、作業売上が特に4,800千円ということで、前年度から比べますと、かなり伸びておりますが、実際上の決算から見ますと、決算状況も考慮したところで営業努力をやっていくということでの伸び率になっておるところでございます。

○5番（高橋信広君）

今、話の中で出てきませんでしたが、今回、八女の森とまちによる循環型のまちづくり事

業には全く絡まないという解釈でよろしいでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

6次産業化の関係でございましょうか。そこはございませんが、多少とも今後、そこらあたりは連携をとればとっていくという形で、あわせまして先ほどちょっと漏れておりましたが、あと現在、地域おこし協力隊のほうは5月でしたか、募集しまして、東京のほうから来ておまして、研修を踏まえて、作業員として1名増となっておりますので、そういった部分も踏まえたところでの伸びということで見ているところでございます。

○5番（高橋信広君）

わかりました。ぜひこの事業とも絡めながら、この会社については非常に期待しているとか、なくてはならない会社だと思っておりますので、ぜひ成長していただくように、よろしくをお願いします。

以上、終わります。

○18番（三角真弓君）

一般質問と関連になるかと思うんですけども、今、クリエイトやベが7名とおっしゃいましたけど、皆さんの平均年齢というのはどのくらいなものでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

ちょっと平均年齢は計算しておりませんが、今回、昨年度は高校を卒業した者がすぐ入社しております。ただ、40歳は超えているかとは思いますが。ちょっと計算はしておりませんが、明確には平均年齢はわかりませんが。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

収支予算書の中での補助金の6,000千円ですね、この金額というのは前年と変わっておりませんが、今後、山の治山事業というのは非常に大事になってきますし、やはり今からの担い手というのを確保し、このクリエイトやベが非常に重要なポストになってくるのではないかと考えております。

それで、この補助金の内訳、それと今後、育成していくためにはどういう人材の確保が必要かとなってきますので、この6,000千円の補助金でいいのかという点を含め、説明をお願いしたいと思います。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明いたします。

まず、補助金の6,000千円の内訳でございます。

これにつきましては、毎年、市のほうから補助金をいただいております林業労働力強化事業補助金という形で、定額の4,000千円が含まれております。それから、先ほど決算で御説

明をいたしました森林（もり）の担い手対策事業補助金、水源の森基金及び市からの補助金として、それが技術、技能向上、あわせて社会保険加入の育成補助ということで、その分が大体2,000千円ということで、6,000千円を見ているところでございます。決算上は、あと2,000千円ほどありますが、雑収入等々は見込まれませんので、補助金としては以上でございます。

○18番（三角真弓君）

やはり今から担い手をどう拡大し、確かに財政的に今から厳しくはなっていくと思いますけれども、もっとそういう見直し、そして、山をどう守っていくかという、住民の方の命を守るという点では非常に重要なポストにあると思いますので、今後は検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人につきましては、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第10号 一般財団法人星のふるさとの平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案につきましては、11番角田恵一議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退席を求めます。

〔角田恵一議員退席〕

○議長（川口誠二君）

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人については、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

11番角田恵一議員の入場を許します。

〔角田恵一議員入場〕

○議長（川口誠二君）

報告第11号 一般財団法人秘境柚の里の平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告

についてを議題といたします。

本案につきましては、16番栗原吉平議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退席を求めます。

〔栗原吉平議員退席〕

○議長（川口誠二君）

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

一昨年度、2年ほど前ですかね、かなりこの問題について発言をしましたがけれども、平成27年度、ホテルのほうが廃止になっているかと思えますけれども、現在、この決算の中でどのような運営が行われているのか。どのような経営改善が行われているのか、お尋ねをいたします。

○矢部支所長（江田秀博君）

お答えいたします。

平成27年度につきまして、ホテルについては閉鎖をしておりますので、この収支については入ってございません。

並びに改善につきましてということでございますが、現在はホテルとレストランについては閉じさせていただいておりますので、そのかわりといって、今、事業としては、観光物産交流施設並びに山村滞在施設が新規に計画がなされておりますので、それが改善の方法と考えているところでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

そしたら、その前のホテルとレストランは現在は廃止されたままということで、活用されていないということでしょうか。

○矢部支所長（江田秀博君）

今、議員おっしゃるとおりで、現在は宿泊も、それからレストランも経営はいたしておりません。

以上です。

○21番（森 茂生君）

今後の計画は、そのまま廃止されるのか、何か計画があるのか、お尋ねします。

○矢部支所長（江田秀博君）

基本的には、平成31年度で国の補助等の期限が切れるということでございますので、それまでは管理をさせていただいて、その後の、例えば、取り壊し並びに改築等はその時点での判断ということになろうかと思っているところでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

わかりました。

この正味財産増減計算書を見ますと、経常収益から経常費用を引きますと、23,713,894円のマイナスかと思えます。今後の見通し、これがまだ続くのか、どういった対策でこれを改善していくのか、お尋ねをいたします。

○矢部支所長（江田秀博君）

おっしゃるとおり、平成28年度決算を見ますと、23,713,894円のマイナスということになっております。これにつきましては、今、一般財団法人秘境柚の里としましても、毎回、営業努力をしながら、この赤字改善に向けて努力をしているところでございます。いろんなイベント等も打ち出しながら、現在、柚の里としては事業展開をやっておりまして、できるだけ赤字解消を図っているという状況でございます。ただ、現実的にこういう数字が見えておりますので、これにつきましては、財団自体が基本財産という財産を持っておりますので、それを運用しながら事業を展開していくということで、基本的には地域振興財団でございますので、その財団の役割を果たしていき、こういう赤字が出て、それは基本財産を充てながら体制は整えていくということで考えていただいているところでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

この決算書の最後のページに、いわゆる基本財産が出ています。その下には、出捐ということで560,000千円ほど数字が出ていますけれども、この出捐と基本財産との関係についてをちょっと説明してもらえますか。

○矢部支所長（江田秀博君）

議員御存じのとおり、平成元年7月1日に一般財団法人秘境柚の里が設立をなされております。当時、基本財産は51,800千円ということでございます。これは一般の企業、団体からの出捐金、一般的には寄附金とも言われますが、出捐金をいただいております。そのほか、37,000千円が当時の矢部村が基本財産に出捐したということでございます。平成元年当時でございますので、ふるさと創生資金1億円というのが当時ございまして、矢部村は、福祉、それから交流、そして生涯学習、3本の柱をもって事業展開をしておりましたが、その中の交流について、一般財団法人秘境柚の里を設立して、そちらに秘境柚の里溪流公園を中心にして事業を展開するという進めておりまして、当時、37,000千円の基本財産を村のほうから出捐したということでございます。

その後、平成2年度から平成7年度にかけて、6年間でございますが、当時、5億円の出捐をしております。農山漁村活性化法により、平成2年度から過疎対策事業債の対象となっ

たということでございまして、全国財団法人の安定経営を図るために、そういう制度がなされておりましたので、それを有効活用しようということで、5億円を当時の村から財団法人へ出捐をしたということでございます。

そういうことでございますので、元利償還の70%は普通交付税で基準財政需要額として算入がなされますし、そのほかの起債については当時の矢部村が全額完済をしたということでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

いわゆる出捐金が総額の560,238,583円あったと思います。ここに出ていますので。結果的にそれが、上の基本財産の右下ですけれども、128,238,583円、これがいわゆる今の残っている金額だろうと思います。間違いありませんか。

○矢部支所長（江田秀博君）

間違いございません。

○21番（森 茂生君）

そしたら、先ほど言われましたように、基本財産を運用しながらやっているということですから、これまでに既に約432,000千円、それが減少しているわけです。残りが約128,000千円ですので、大体毎年30,000千円前後が減少しておりますので、このままいけば、基本財産が3年、4年、5年、単純に言えば4年程度で底をついてしまうということになるかと思えます。その後、どういう運営をされるのか、ちょっと疑問を持っていますので、こら辺の考えはどうされるのか、これは非常に重たい問題だろうと思います。ですから、こら辺はどう考えているのか、ちょっと明確な答弁をお願いします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

議員おっしゃったように、120,000千円ほどの資金で、このままだったら、もう3年、4年もつかなという状況でございます。私、一般財団法人秘境柚の里の理事でございます。それと、鎌田副市長も評議員でございますので、8月の終わりにも臨時の評議員会、理事会が開催されました。それで、その辺の危機感を非常に理事の皆さんも持っていただいております。

先ほど支所長のほうからありましたレストラン、それとホテル、これは閉鎖したままで、建物はそのまま残っていると。補助金の返還があるから、平成31年度まではちょっと手をつけられないという状況。その溪流柚の里公園をどうするか、また、今の観光物産交流施設の柚のさとの問題、また今、滞在施設も建設中でございますので、それを財団として指定管理者として手を挙げるのかどうするか。その辺の協議もしっかり財団の中で、先ほど申し

ました副市長、私も入っておりますので、市の考えもお示ししながら、今どうかせんといかんという状況でございますので、協議を開始しているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

ちゃんとした財団法人ですので、外部からとやかくは言いたくないんですけども、こうやって議案が出てくるということは、当然、税金が使われているから、このように議会のほうに提案があっているんだろうと思います。どうかせないかんということをおっしゃっていただければ、ぜひそういうところを真剣に考えていただいて、今後の運営をやっていただきたいということをおっしゃって、質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人については、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

16番栗原吉平議員の入場を許します。

〔栗原吉平議員入場〕

○議長（川口誠二君）

報告第12号 一般財団法人FM八女の平成28年度決算及び平成29年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人については、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第13号 平成28年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条

第1項の規定により報告をされるものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第82号 八女市矢部地区山村滞在施設設置（同ページ後段で訂正）条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告がっておりますので、質疑を許します。

21番森茂生議員の質疑を許します。

○21番（森 茂生君）

八女市矢部地区山村滞在施設条例について質問を行います。

この施設が恐らくそろそろでき上がるかと思えますけれども、総額で幾らこの施設にかかるのか、まず最初にお尋ねします。

○議長（川口誠二君）

まず、発言の訂正を私のほうからさせていただきたいと思えます。

議案第82号 八女市矢部地区山村滞在施設設置条例と申しましたけれども、「設置」を削除させていただきたいと思えます。（同ページ前段を訂正）

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

矢部地区山村滞在施設整備事業の事業総額ということでお答えいたしますが、事業総額で428,000千円ほどでございます。

中身につきましては、設計の業務委託料、造成工事費、それから施設本体の整備工事費、そして用地購入費等々を含んだところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

この条例、あるいは規則を見ても、なかなかわかりづらいのがあります。担当課長にお尋ねしていたら、基本協定書で取り決めますという返事がずっと来ますので、その基本協定書のひな形をちょっと見せていただけたらどうかということで、ひな形をいただきました。具体的な数字は全く入っていないんですけれども、この基本協定書のひな形。

それで、ちょっとお尋ねしますけれども、このひな形がほとんどの場合、こういう指定管理とかする場合、大枠このような内容で、数字は当然入れかわってきますけれども、このような協定に基づいて業者と契約をされるのか、お尋ねします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

今から公募をかけてまいりますけど、業者、指定管理者が決定しましたら、この基本協定

書、あくまでも市の施設でございます。それを決まりました指定管理者にお貸しするわけ
でございますので、いろいろな基本的な内容について、この基本協定書を取り交わします。

それともう一つ、年度協定書ということで、具体的に指定管理料とか、あるいは納入金と
か、金額を示して協定を結ぶのが年度協定書。この基本協定書と年度協定書を指定管理者と
市と結ぶというものでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

この基本協定書の第9条を見ますと、指定管理料、「甲が乙に支払う指定管理料は、年度
毎に甲乙協議のうえ年度協定書に定める。」。それと、第12条、施設使用料、「乙が甲に支
払う施設の使用料は、年度毎に甲乙協議のうえ年度協定書に定める。」となっております。

それで、具体的に指定管理料が幾らになるのか、施設使用料が幾らになるのかというの
は年度協定書ということになるかと思えますけれども、これはまだ指定管理者が決まってい
ませんので、数字は決まっていないかと思えますけれども、八女市独自であらかた試算を
しておかないといけない部分もあるかと思えます。大枠は当然試算をされて、このよう
な議案が出てきたものと思えますので、そこら辺のところの言える範囲で結構です
ので、お尋ねをいたします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

当然、どれぐらいの方が来られるか、幾らぐらいの料金を設定するのかというのは市の
ほうで試算しております。

ただ、この条例が可決いただきましたら公募のほうに入ります。この公募というのは、
この施設の管理運営をお願いしますよということで公募しますが、どういう業者の方が手
挙げられるかというのは今からでございます。それで、当然うちのほうでそういう試算は
しておりますけど、公募をしていただくときに、いろいろな事業計画、その指定管理者の
持っているいろいろなノウハウを生かして、こういう運営をしたいとか、そういう提案を
していただきますので、うちで試算しておる額をここで申しますと、その指定管理者
に対して、いろいろな提案の妨げになったり、また、そういう力を発揮していただく
ためにも、ここで試算のことは言うのは控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

協定書の第14条第5号に「施設の修繕及び改築等については、仕様書の規定により
甲乙協議の上行うこと。」、ここでまた仕様書というのが出てきますので、その仕様
書にどうなっているのか。甲が支払う、あるいは乙が云々じゃなく、協議の上です
ので、話し合いによっ

て、この修繕はこっちが持ちますよ、あるいは指定管理を受けたところがしてくださいよということになるんだろうと思いますけれども、仕様書でどのような取り決めがなされるのか、お尋ねします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

指定管理者が決定して、その辺のことを協議しながら決めていくわけですけど、修繕の場合も、小さな修繕とか、ある程度大きな修繕もありますので、通常、今、うちの観光施設等で修繕の内容、市のほうが持つ負担は、200千円以上とか、そういう場合は市のほうでやりますよと、それ以下だったら指定管理者のほうでお願いしますよとか、そういう取り決めを、指定管理者が決まったら、そこで協議のもとに決めていきます。

それで、備品とか施設とか、また事故、災害等で施設がどうなった場合とかあります。それと、火災の場合。当然、火災は市のほうで火災保険に加入はいたします。そういういろいろな施設を運営管理していく上で、大事な部分を別表のほうで取り決めを指定管理者とさせていただきます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

また協定書の第24条に責任の分担、第三者が損害を受けた場合、責任分担の割合は甲と乙が協議して定める。例えば、車でいえば、こういうことだろうと思います。スクールバスでいえば、実質やっているのは委託した業者、しかし、品物、バスは市の持ち物ということですので、これで事故を起こした場合、第三者はどちらに請求するのか、場合によって変わってくるかと思えます。そのときのことだろうと思いますけれども、こういうのは、第三者にした場合、ホテルなんかの場合は業者の責任ですよとしておくべきなのかなという気が私します。しかし、協議の上、行うということは、どちらが負担するか曖昧である。そこら辺の考えはどうか、お尋ねしておきます。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

今の場合、第24条第1項、第2項、第3項それぞれありますが、指定管理者が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責任を負うものとする。第1項に関しては指定管理者のほうですね。

いろいろな場合が想定されると思いますけど、当然そういう協議を持った上で、裁判になったりはないかと思えますけど、当然、法律の問題とか、いろいろ出てきますので、そういうことを協議しながら、どちらが責任を負うかというのは、その場、その場で多分検討していくことだろうと思っております。

以上です。

○21番（森 茂生君）

この内容からすれば、いわゆる第三者への損害が発生した場合、八女市も責任を負う可能性があると思うわけです。別表をいただきましたけれども、こう書いてあります。二重丸が主たる責任、一重丸が事案によって責任分担を負うもの。修繕は、先ほど言われましたように、ここを見ますと、何万円以上はということだろうと思います。空欄ですので、わかりませんが、指定管理者が事案によって修繕をする場合があるということだろうと思います。更新の場合、八女市が二重丸ですので、備品の更新は当然市の責任でやるということだろうと思います。それと、新規購入、これも二重丸がついていますので、市の責任でやる、あるいは指定管理者にも一重丸がついていますので、指定管理者も払う場合もある。大規模改修になれば、八女市だけが二重丸がついていますので、大規模改修は八女市が行う。修繕については、金額によって変わる。市有施設の火災保険の加入は、これは八女市の責任で行う。利用者に係る保険の加入は指定管理者がするということで、重要な部分はほとんど八女市が受け持つような格好になっているわけです。

このように、至れり尽くせりの中で利益を出す。当然、固定資産税も恐らく払わなくていいんだろうと思いますし、減価償却費も一般の場合にありますけれども、この場合は施設は市が建てていますので、本人は建ててもらったのを利用するだけです。通常と違って減価償却する必要もない。このような至れり尽くせりの状況では、当然、利益が出て当たり前だろうと私は思います。

ですから、その点はよくよく考えていただいて、指定管理料なりを決めていただく。あるいはここにありますように、納入金というのが出てきます。納入金について、ちょっと説明をお願いします。

○議長（川口誠二君）

11時15分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

お手元に指定管理業務に関する基本協定書を配付いたしておりますので、御了承願います。

○21番（森 茂生君）

私の質問がちょっと不適切な点もあったかと思いますが、条例、あるいは規則にのっとった質問を行います。

条例の第18条、1人当たり1泊30千円、この根拠をまずお尋ねします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

条例の中の第18条、利用料金ということで、「1人当たり1泊につき30,000円を限度とし」ということで、最高限度が30千円でございます。この30千円というのを限度と決めたのは、この施設と類似施設ですね、そういうところを調べまして、大体20千円台から30千円をちょっと超すか超さないかという状況でございますので、あとは公募して、指定管理者の提案により料金は設定するという流れになっていきますけど、幅を持たせて1人当たり上限を30千円と決めたものでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

この施設利用の目標は、以前お尋ねしたとき、たしか3,000人という記憶がありますけれども、年間目標はどのくらいになっているのか、お尋ねします。私の記憶違いなのかどうか、そこら辺のところをお尋ねします。

○新社会推進部長（松尾一秋君）

お答えいたします。

建設当時のいろんなやりとりの中で出てきた数字かもしれませんが、こちらのほうで現時点で利用目標を何人と定めているわけではございません。指定管理者がどのように考えていくのかということでございます。例えば、30千円を上限としていますので、30千円で年間何人泊ったら採算がとれるだとか、あるいは10千円前後にしていって何人泊ったら採算がとれるとか、そういうことで、利用目標につきましては、指定管理者が定めるところでございますので、現時点で何人ということで私どもが目標を定めているわけではございません。

以上です。

○21番（森 茂生君）

わかりました。

施行規則の6ページにありますけれども、1号棟から7号棟、それぞれなっていますけれども、1棟につき何人泊まれるように全部決まっているのか、そこらは何人が泊まれるのか、はっきりしませんので、お尋ねします。

○企画財政課長（石井稔郎君）

1号棟から7号棟までありまして、順に言いますと、1号棟が2人から4人可能です。2号棟が2人、3号棟が2人から4人、4号棟が2人、5号棟が2人、6号棟が2人、7号棟が2人から4人利用可能ということではございます。また、利用形態に応じまして増減はあるかと思いますが、今のところはそういった設定での建築ということになっております。

○21番（森 茂生君）

ちょっと疑問に思いますのは、1棟で2人から4人泊まれるところに、例えば、1人が泊まりたいということであれば、ほかのが詰まって、そこしかあいていなかったということになれば、2人から4人用でも1人泊まれるようになるのか、どうなるのか、お尋ねします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

今、企画財政課長のほうから申しましたのが定員ではございますけど、議員おっしゃっているように、4人のところに1人泊まったとか2人泊まったとか、いろいろなケースが出てくるかとは思いますが。それで、あくまでもこれも指定管理者が決まったら、そこが決める問題で、あと、市長のほうにそれを報告して市長の承認を得ることになりますので、例えば、わかりやすく10千円とした場合、4人用やったら40千円ということになりますけど、40千円に1人でもするものか、それを割り増しで1人10千円ということですけど、例えば、4人用ですので15千円にするものなのか、それは指定管理者の考えに基づいて決定していくものでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

どうも全てが曖昧ですので、指定管理者が決まらんと、はっきりしたことがわからないということですけども、私たちは今この条例とこれで判断しなければならないわけですので、それがわかった時点では既にこれは了承した上での話でしょうけれども、この時点で、やっぱりある程度納得した答弁をいただかないと判断しようがないわけです。ですから、30千円、これはあくまで私の感覚です。私の感覚ですけども、1人頭、最高限度額にしろ、高いのかなという気がします。よその事例なり類似施設なり調べられたということですので、そうなったんでしょうけれども、どの程度それを調査されて、最高限度30千円ということで提案されたのか、お尋ねします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

似たような施設ということで、例えば、これは霧島温泉のほうにある施設でございます。これが5棟ありまして、2人から4人収容ということです。ここの料金が29,800円からということになっております。それと、武雄温泉のほうにあります、これは2人用の部屋でございます。これも23千円からということになっておりますので、このような施設をもとに、あとは指定管理者のほうで、どういう考えのもとに、どういうサービスのもとに料金を決定されるかというのがありますので、30千円を限度にという幅を持たせて提案しているものでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

今、霧島、あるいは武雄の例を出されましたけれども、そこは温泉場ですよね。温泉場と矢部村は多少感覚的に違うと思います。私も、例えば黒川温泉なりで30千円で泊まれるというなら、温泉もついておるから——30千円で泊まるかどうか知りませんが、それなら何とか奮発しようかなと思いますけれども、ただ泊まるだけで30千円。あくまで上限です。しかし、これは食べ物についてはありませんよね。自炊なり自分が持っていく。通常は1泊2食つきで云々となっているんですけれども、コテージに限っては、食べ物を持ち込めば、まだ高くなるということだろうと思います。

その点、何か食堂をつくられるという話も聞いたような気がしますけれども、そこら辺の食べ物との関係はどう考えられているのか、お尋ねします。

○新社会推進部長（松尾一秋君）

食事については別でございます。

30千円が高いのか安いのかという話でございますけれども、私どもが矢部の価値をどのように定めるか。指定管理者がここは幾らでもいけると。10千円だったらだめだとか、30千円でもいけるとか、そういうことを指定管理者の方に、業者の方にぜひ判断していただきたい。最初から私どもが価値を、温泉場が30千円だから30千円より安いとか、そのように決めるべきではない。私は非常に潜在能力の高い地域だと思っていますので、業者さんの可能性を初めから排除したくないと、そういうことで九州内にある近隣の類似施設等を参考にし、定めたということでございますので、そのように御理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○21番（森 茂生君）

考え方とするなら、わかりますよ。しかし、現実的には収支をちゃんととっていかやんわけです。ですから、お尋ねしているわけです。理想論なら幾らでも唱えることができますけれども、現実的にそれできちっと採算ベースに合って、矢部村が活性化するのか、これは大いに私は疑問があるわけです。

ですから、もしこれで応募がないとか、もう少し指定管理料を払わんと公募しても受けんとか、いろんな問題が出てくるかと思っています。しかし、そういうときに、結局、こちらが指定管理料を多く払って、どうぞこれで受けてくださいということになれば、これまた話がおかしくなるし、十分その人たちがそこで営業活動できるようなことを、頑張ってもだめなときは計画そのものがちょっとおかしかったかなとなる可能性があると思います。そこら辺の考えをきちっと精査されて、現実的な対応も私は当然していかなくてはならないと思います。もう一回、そこら辺の現実的対応、予想等を答弁お願いします。

○新社会推進部長（松尾一秋君）

30千円以下ということで条例で定めているわけですので、30千円でなければならないとか、そういう考え方ではございません。指定管理者がきちっと採算がとれるように、矢部の活性化につながるような事業が継続できるような料金設定をしていただけるものと、そう理解をしております。

以上です。

○21番（森 茂生君）

もうこれ以上言っても、あとはこの結果が3年先、5年先、ちゃんと数字として出てきますので、それを注視して見守っていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質問を終わります。

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

議案第83号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は議長を除く25人にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は25人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっておりますが、今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

それでは、先例に従いまして、委員長に大坪副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査していただきますようお願いいたします。

議案第84号 平成29年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

認定第1号 平成28年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告があつておりますので、質疑を許します。21番森茂生議員の質疑を許します。

○21番（森 茂生君）

まず最初に、バイオマス事業についてお尋ねをします。

この実績報告書を見ますと、バイオマス事業と一連になっていますけれども、バンブー工場維持管理事業で54,000千円程度使われておりますけれども、指定管理料8,000千円、それと修繕費に39,000千円とか計上されておりますけれども、バンブー工場の経営状況、これは以前から御存じのとおり、なかなか思わしくいっていないというのが今日までですけれども、この修理によって経営がどうなるのか、今後のこのバンブー工場の見通し、これについてお尋ねをいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明をいたします。

ただいま議員から御質問がありました立花バンブーの関係でございますが、経営の再建を図るため、老朽化したしました設備機械等の改修、修繕等を平成26年度から3カ年計画で市の予算措置をして実施をしているところでございます。

平成7年からこの立花バンブー、建物、製造機械等を市の所有として、その後、指定管理者として指定を行いまして、老朽化した設備の改修等を行っているところでございますが、現状としましては、平成28年度でおおむね修繕関係が終わりでございますので、そのかきもありまして、こういった機械の修繕、それから制御盤の入れかえ等によりまして、袋詰めされます完成製品の量が非常に不均一だった問題が改善されまして、安定的な竹炭の製造が可能となっております。

こういうことを踏まえまして、現在、平成28年度では経常利益も黒字ということになっておりますので、平成29年度以降も既存取引先とか安定取引、新規、または新規販路の拡大とか、そういったものを目指しまして、今後も経営を安定化していくということを目指して実施をしているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

あのバンブー工場、ただ単に収支だけではなく、タケノコとか、いろんな面で役に立っているというのは重々承知をしております。まして黒字ということですので、今後も鋭意努力をしていただきまして、ますますバンブー工場が発展しますことを願っているところであります。

この竹に関して気になる記事が、ことし2月にバンブーマテリアル南関工場に45億円かけて建材製造、発電などを行うという新聞記事があります。そして、こう見ていくと、熊本県の市町村や大分県日田市、そして福岡県八女市などとも材料調達で連携するという記事があります。

これと関連して、45億円もかけてするので、相当大規模な工場になるのかなという気もし

ておりますけれども、八女市と連携してやるということが報道されておりますけれども、どのような連携をされるのか。ちょうど平成27年度決算の時期だろうと思いますので、お尋ねをします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明します。

今、議員のほうから言われましたバンブーマテリアル南関に竹のチップによる発電とか、その他もろもろ竹でつくった製品等の工場が現在建設中でございます。実際に市のほうにも南関のほうから業者等々がお見えになりまして、協力をお願いしますということで依頼があっております。その話の中では、竹を集めてチップ化して、その南関のほうに納めるという形でのお話があっております。

ただ、そういった部分で、もちろん連携等々につきましては考えていかなければなりませんけれども、現状としましては、そういった竹が現実集まるか。市としましては、そういった部分では立花バンブーといった製品化をしている工場もございますので、その立花バンブーのほうに納める材料だけでいっぱいじゃないかという考え方もございますが、今後、具体的に立花バンブーを含めまして協議を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

竹の材料はバンブー工場が目いっぱいかなという話ですけれども、結局、どういのを連携される話があったのか、お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明します。

連携の要請があった部分につきましては、先ほどちらっと触れましたけれども、八女市の竹林から竹材を運搬、搬出して、それをチップ化して、その南関の工場のほうに持ってきてほしいという相談があっているところです。実際に市内から集めて、それをチップ化して南関のほうに納めるという形の相談が現状としてはあっております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

相談があっているということは、その竹をチップ化する施設も当然今の話では八女市に必要になってきますし、もろもろ運搬関係も出てきましょうし、そのためには当然原材料を寄せなくてはなりません。そういうのは具体的にもう動いているんですか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現状としましては、実際にかかなりの量となってきます。また、先ほど言いましたように、立花バンブーの取り扱いの竹材等もございますので、現状としては、なかなか竹林から搬出、

それを集めてくる。そして、運搬して、チップ化につきましては、現在、立花バンブーで持っているチップパー、そこらあたりを活用できるのかどうか。南関のほうの業者としましては、形状とといいますか、大きさが立花バンブーのチップパーの形状と若干違ってきますので、そこらあたりで機械の購入等々も考えなければいけないという部分で、なかなか現状としては、市としては、もちろん伐採と搬出の問題が一番ありますので、それだけの労力があるのか、集められるのかという部分がありますので、そこらあたりはまだ具体化をしておりますが、今後、検討課題として考えていくという形で現状としてはいつているところでございます。

○21番（森 茂生君）

この実績報告書のバイオマス事業ということで、木質バイオマス資源の利活用を推進するため、発電所導入に向けた検討を行う。これは八女市独自で発電所計画を、平成28年度の予算で4,700千円ほど、恐らくこれは——ちょっとわかりません。このバイオマス事業の4,700千円、何に支出されたのか、お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

先ほど言われました決算ベースでいきますと、4,400千円になっているかと思えます。これにつきましては、木質バイオマス発電事業導入検討業務委託料ということで、専門的なノウハウを持った業者のほうに八女市として、先ほど冒頭に御説明をいたしました。木質バイオマス発電を事業化するに当たる前段として、例えば、山林で発生する未利用材を原料とした木質バイオマス発電事業の導入検討に関する業務委託として、事業化におけるさまざまな情報収集とか、あわせて発電施設における専門的な考え方や見解、そして、事業性の評価、実施方法等々を専門業者に分析をしていただく業務を委託して支出をしているものでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

その結果、どういう結果が生まれたのか。協議会をつくって今後進めるという話も聞きますけれども、その結果と、どう進められるのか、そこら辺のところをもう少し詳しくお願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明をいたします。

平成28年度につきましてはの結果ということでございます。これにつきましては、そういうコンサルを含めまして、平成28年度に木質バイオマス発電事業化の検討協議会というものを年4回ほど開いているところでございます。メンバーとしましては、森林組合を初めとしまして、県も含めまして、素材生産業者とか林業者の方々、総勢35名程度で構成をして実施を

しているところでございますが、この協議会を中心に、結果としましては、林業事業者の方々が市に対しても発電の事業化を前提とした協力、支援等々の要望がなされたところでございます。

それを踏まえまして、平成29年度、今年度につきましては、現在、正式な八女市木質バイオマス発電協議会というものを民間主導で設置いたしまして、現状としましては、未利用材の搬出とか、これは燃料となるチップ材が一番重要になってきますので、未利用材の搬出、運搬体制の検討、あわせまして事業性の検討とか、そういったもろもろを現在協議している段階でございます。

事業化に向けまして、発電規模等々の詳細事項については、現状としてはまだ正式に決定をしておりませんので、その協議会をもって今後決定がなされていくだろうと考えているところでございます。

今後の八女市としての考え方は、やはり八女地域の豊富な森林資源が電気エネルギーとして有効活用されるということを踏まえまして、そういった部分で地域資源の循環型林業に寄与する、また、新産業が創出できる、それから、企業誘致、林業関係者の所得確保等、林業の活性化が促進されるということを踏まえまして、今後、協議会の中で協議されていく事項を踏まえながら、それぞれ市としての支援等の必要性とか方向性を今後十分市のほうでも検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

民間主導で発電所をつくるということで理解してよろしいかと思えます。ということは、民間主導ですので、八女市はここに出資なり経営に参画する予定なのか。どういった協議会で、今の段階では予定ですけれども、八女市の役割、どういう支援をする予定なのか。そして、これは非常に専門性を問われる事業だろうと思えます。竹炭も同じことですが、理屈的には非常にいいんですけれども、これがちゃんとした採算ベースに合うというのは、これまた違った問題ですので、どこが主導して、例えば、八女市が主導して、そういう発電のノウハウを逆に言って八女市が持っているのかというのも疑問に思いますし、これまた恐らくコンサル頼みになるのかなという気はしますけれども、このコンサルも後々までちゃんとやるという――入れるときまでは一生懸命やるけれども、あとの維持管理、採算ベース、それになると疑問点が多々あります。そいけん、どういう支援をされるのか、誰が中心になって、このバイオマス発電を引っ張っていくのか、わかる範囲内でお尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明いたします。

先ほどちょっと御説明に不足があったかと思えますが、現状として、平成29年度に協議会

を設立しまして、その協議会でのプロポーザルによって発電予定事業者というものを既に決定しているところでございます。

今後の方向性につきましては、発電関係を含めまして、あと、チップ化の関係を含めまして、発電予定事業者がさまざまな設備等々の整備に向けて主導をとって協議を進めていくというところでございます。

市としましては、そういったことを踏まえまして、やはり森林資源の有効活用ということ踏まえまして、何らかのバックアップをしていかなければいけないだろうとは考えているところでございます。ただ、現状としましては、発電規模を、じゃ、2,000キロワット未満にするのか、5,000キロワット未満にするのか、5,000キロワット以上にするのかということで、まだ正式に決定しておりません。そういった部分を踏まえまして、事業費等々におきましては、他市町の建設ぐらいでの概算は出ておりますが、まだ八女市に建設する場合の事業費が正式に決まっておりますので、そういった部分を踏まえて、じゃ、市として、出資の関係を踏まえまして、例えば、材の補助等をしていくのかというのは、今後、正式に協議会と発電業者、あわせまして森林組合等々と協議をしながら、必要性、それから検討を行っていくというところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

平成26年度、2,000キロワットが32円が、平成27年度、40円に引き上げられております。これは国の買い取り制度で、20年間はこの金額を維持しますよということだろうと思います。それを受けて今度はやられているのかなと私は理解していますけれども、今まで、昨年度の計画なんかを見て、採算ベースに合うと判断して動き始めたのか、まだ未定だけれども、とにかく何とかなるだろうなのか、採算ベースの問題、これが一番心配されます。どのような見通しを持っていただけるのか、お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明します。

採算ベースといいますのが、国の電気の買い取り制度が、先ほど言われましたように、平成26年度までは2,000キロワット以上、2,000キロワット未満の区分がなく、買い取り価格が32円でいっていたと。平成27年度に固定の買い取り価格が40円に改正されたということ踏まえまして、八女市といたしましては、なるべく地産地消型の発電施設を推進したいという意味で、当初の32円ベースでは、かなり現実的に採算性が厳しいだろうという判断のもと、しておりましたが、40円に改正されまして、2,000キロワット未満でも何とか採算が合うんじゃないかというところを踏まえまして、今回、平成28年度で協議をして、平成29年度にそういった事業の採算性を含めまして規模等も正式に決定をしていきたいと考えているところ

でございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

採算性は何とかなるだろうということですが、これは日本経済新聞ですが、再生可能エネルギーの買い取りをきっかけに、全国でバイオマス発電所の建設ラッシュが起きていると書いています。先ほど南関のことを言いましたが、あれも発電との関係があります。私、全国的に調べましたが、九州だけで現在、予定まで含めて32カ所です。恐らく相当数出てくるだろうと思いますし、全国でいえば何百という数字だろうと思います。そういう中で、買い取り価格が値上げになったからと安易に飛びついたらいかなものかなという気がします。

しかし、今後のことですので、ここでいろいろ言っても始まりませんので、こういう状況ですので、私は相当慎重に推移を見守っていかないと、どこもかしこも発電所だらけじゃ、これはとてもこのままでは、私は立ち行かなくなるのが相当数出てくる気がしてなりません。そこら辺のところは慎重にやっていただきたいと思います。

それから、通告が多かったので、次に行きますけれども、造林事業についてお尋ねします。

これは一般質問でも出ましたが、今までどおりの造林事業でいいのか。災害が起きたとき、私も朝倉市に3回ボランティアに行きましたけれども、私も目の当たりにして、あの流木は大変なものです。それで、もう少しこの造林事業を今のうちにちょっと一回精査をして、今までどおりの延長線でいいのか、これを一回検証してみるべきだろうと思います。林業振興課長の考えをお伺いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明いたします。

今回の特に朝倉等々の九州北部豪雨に関しましては、非常に甚大な山地災害も発生しているところがございます。そのようなことを踏まえまして、実は県のほうでも正式にどういった状況で山地災害が起きたのか、何が原因が考えられるかとか、もちろん原因としては大雨ということがございますが、そういったことを踏まえて、県のほうでも検証をしていくと言っておられます。あわせまして、市としましては、いずれにしても、どうしてもこれは山林が民有林がほとんどでございますので、そういったことを踏まえますと、なかなか市の考え方でいろいろ造林事業を——もちろん推進はしていきますが、なかなかそこら辺が進んでいけないという課題を踏まえまして、やはり今後はそういったことを踏まえて、まずは今の森林を健全な水源涵養とか、そういった部分での多様性のある森林に生き返らせるような形での施策を進めていこうと考えておるところでございます。

あわせまして、山地の未然防止という形で、また治山事業等々も県のほうに要望して、危

険箇所については治山事業を積極的に行ってもらうように要望活動は図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

余り通告を出し過ぎて、ちょっと時間が足りなくなっていましたけれども、最後の子どもの貧困対策についてお尋ねします。

これについては、例えば、「子どもの貧困、逆に増えるのでは？マスコミはタテマエと逆行する政策を警戒せよ」ということで、上智大学の水島さんというのが論文を発表されておりますけれども、まさにこのとおりのことが、例えば、沖縄では生活保護者の家庭に無料塾を開いていたのを、全額補助していたのを最近になって2分の1に引き下げたという報道もあっています。せっかく国は子供の貧困対策に関する大綱をつくってしよるとに、やりよることは逆行しているじゃないかという新聞報道です。これは東京新聞にも似たようなのが載っております。

ですから、これ以上、ちょっと時間がありませんので。この貧困対策を私も言わせてもらいましたけれども、正直言って今までの対策をただ並べているだけやないかなという気もしないでもないわけです。ですから、これを並べた後、一体この後、数値目標とか、なかなか難しい問題も出てきましようけれども、八女市子どもの貧困対策推進計画の59ページに今後検討が必要な取り組みということで出されております。例えば、学校給食の負担軽減、住宅入居時や資金貸し付け時の保証人制度の検討、児童扶養手当の支払い回数の検討とか、3つほどここに載せられておりますけれども、これがひょっとすれば八女市の子育て支援課としては力を入れていくポイントかなと私は感じたんですけれども、今までやっているのはわかりますけれども、今後、何を中心に主に進めていかれるのか、お伺いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

さきの議会でもいろんな目標設定の課題、さらには推進体制の課題、それとあと、今言われた今後必要な取り組みについての課題等を上げていただいております。それとあと、今後、やはり子ども食堂の質問もいただいたところなんですけれども、いろんな団体とのつながり、連携、地域の方々、社会福祉協議会、それと子ども食堂あたりとの連携、具体的にどう連携を図っていったら、この貧困対策に向けて対策を打っていくのかというところが大きな課題であると考えております。

ほかにもそれぞれの生活、経済的な支援、教育という面でそれぞれ課題を上げておりますので、関係各課、今後の取り組みについて、可能かどうかというところを今後対策会議の中で検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査をすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は議長及び議会選出監査委員を除く24人にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は24名とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長は、予算審査特別委員会の例により、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に大坪副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査していただきますようお願いをいたします。

午後1時まで休憩します。

午後0時4分 休憩

午後1時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

認定第2号 平成28年度八女市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会へ付託いたします。

日程第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

○議長（川口誠二君）

日程第2. 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第98条第1項の検閲、検査権について、決算審査特別委員会に委任することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

日程第3 請願委員会付託

○議長（川口誠二君）

日程第3. 請願委員会付託を行います。

本定例会において受理いたしました請願は1件であります。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（牛島義光君）

〔朗読省略〕

○議長（川口誠二君）

局長朗読のとおり、請願1件につきましては、会議規則第137条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託いたします。

ここでお諮りいたします。本日、栗原吉平議員外2名から議員提出議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、議員提出議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後1時3分 休憩

午後1時4分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

追加日程第1 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

追加日程第1. 議案の上程を行います。

議員より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（牛島義光君）

〔朗読省略〕

○議長（川口誠二君）

局長朗読のとおり、議員提出議案1件を議題といたします。

議案提出議案第2号について、提出議員より提案理由の説明を求めます。

○16番（栗原吉平君）

決議案を読み上げて、提案理由にさせていただきます。

北朝鮮による核実験に対し断固抗議する決議（案）

去る9月3日、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、国際社会の度重なる制裁にもかかわらず、爆発規模が広島、長崎を上回り過去最大となる通算6回目の核実験を実施した。また、大陸間弾道ミサイル（ICBM）搭載用の水素爆弾の実験に成功したと発表した。

北朝鮮は今年に入り、日本の上空を通過する弾道ミサイルを発射するなど国連決議に違反する度重なる暴挙は、我が国をはじめ、アジア・太平洋地域の平和と安全を脅かすものであり、国際社会全体に極めて深刻な危機を及ぼし重大な不安を与える行為は、断じて許すことはできない。

よって、命の尊厳を強く認識し、すべての国のあらゆる核兵器が速やかに廃絶され、一日も早い恒久平和が確立されることを強く願い「非核・恒久平和都市宣言」を決議した八女市議会として、北朝鮮が一切の核実験及び核開発を中止し、直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求めるとともに断固抗議する。

また、日本政府においては、我が国の平和と安全の確保、国民の安全安心に万全を期し、引き続き国際社会との連携・協力のもと、北朝鮮に対して核兵器の完全放棄、弾道ミサイル開発の中止、拉致問題の早期解決を求めるなど、毅然として措置を講じるよう強く要望する。

以上抗議する。

これで提案理由の説明を終わりますが、議会におかれましても御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（川口誠二君）

以上で議案の上程を終わります。

追加日程第2 議案審議

○議長（川口誠二君）

追加日程第2. 議案審議を行います。

議員提出議案第2号 北朝鮮による核実験に対し断固抗議する決議を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました決議につきましては、関係行政庁に提出いたしますので、御了承願います。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

会期日程に従い、11日からは委員会となっておりますので、審査のほどをよろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時10分 散会